

## 第4章 施策の展開

## 基本目標 1 質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の総合的な提供

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。また、施設設備等の良質な環境の確保も必要です。

こうした教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた改善に努めます。

### (1) 就学前環境の整備

#### 【これまでの取組と今後の課題】

子ども・子育て支援制度では、地域における教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず全ての子ども及び子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められています。

就学前の子どもに関する教育・保育環境の整備については、地域型保育事業、公立幼稚園の3年保育（3歳児保育）及び預かり保育を新規に実施しました。

しかしながら、待機児童が依然として発生していることから引き続き教育・保育環境の整備に取り組む必要があります。

また、教育・保育施設の老朽化等が進んでいる住用地区及び笠利地区においては、地域のニーズに応じた教育・保育環境の整備に取り組む必要があります。

教育・保育施設においては、在園児の教育・保育に取り組んできましたが、今後は、地域の子育て支援の充実や新しい時代に応じた教育・保育等に対応するため、幼稚園教諭及び保育士などの資質向上に取り組む必要があります。

また、幼稚園教諭及び保育士が依然として不足しているため、人材の確保及び処遇改善に取り組む必要があります。

教育・保育施設においては、小学校以降の教育や生活につながることを踏まえた教育・保育を行っていますが、引き続き、小学校就学前までに必要な教育・保育の充実に取り組む必要があります。

## 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上	<p>関係機関との連携のもと、保護者のニーズや新しい時代に応じた教育等に対応できるよう職員の研修を実施します。</p> <p>保育士・教諭不足の問題に対応するため、保育士・幼稚園教諭(正職員)の確保及び処遇改善に取り組んでいきます。</p>	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課
認可保育所・認定こども園の設置・運営	<p>認可保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者の労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり保育所での保育を実施します。</p> <p>また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。子育て相談や親子の交流の場も用意されていて、園に通っていないなくても利用できます。</p> <p>希望する保育施設を利用できるよう、認定こども園等の整備に取り組んでいきます。</p> <p>また、教育・保育施設の老朽化等が進んでいる住用地区及び笠利地区においては、地域のニーズに応じた教育・保育環境の整備に取り組んでいきます。</p>	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 教委総務課 学校教育課
子ども・子育て会議の推進	<p>教育・保育施設におけるサービス向上に向けた取組を促進するため、子ども・子育て会議による専門的かつ客観的な立場からの評価をし、保護者ニーズに対応できる「施設の利用定員数の適正化」を図ります。</p>	福祉政策課
幼・保・小の連携推進	<p>幼稚園、保育所などの幼児教育から学校教育へのスムーズな接続を図るため、幼保小連絡会や研修会等を充実させていきます。</p>	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課
受入児童の拡充	<p>保護者のニーズに対応するよう、施設の利用定員数の適正化を図り、待機児童の解消に努めます。</p>	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課
認可保育所等の保育環境の整備	<p>保育環境の改善を図るため、認可保育所等の遊具(ブランコ、滑り台等)、保育備品(絵本、楽器等)の整備に努めます。</p>	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課
地域型保育事業	<p>地域型保育事業は、少人数の単位で、0歳から2歳の子どもを保育する事業です。卒園児の受入先となる連携施設の確保等、地域型保育事業の充実に取り組んでいきます。</p>	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課

## (2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

### 【これまでの取組と今後の課題】

- 子どもたちの個性と可能性を重視し、現在、各学校において「生きる力」を育むための教育活動が推進されています。また、シマグチ・島唄・八月踊り・六調をはじめとした伝統文化の継承、奄美の自然や文化に誇りをもつ児童生徒の育成、情操教育の推進を図るなど、今後も継続して「生きる力」を育むための特色ある教育活動を推進していきます。

### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
地域が育む「かごしまの教育」県民週間の充実	この期間に各学校で行われている行事等に保護者や地域住民に参加をいただき、学校教育への理解を深める機会となっています。 今後も創意工夫しながら、魅力ある学校づくりのために取り組んでいきます。	学校教育課
「開かれた教育行政」 「開かれた学校」づくりの推進	学校評議員制は、双方向での情報の交流がなされ、学校経営の充実に役立っており、継続して取り組みます。 学校便り等を通して、各学校における教育活動の紹介を継続的にを行い、情報発信に努力していきます。	学校教育課
小規模校入学特別認可制度の運用	自然豊かな小規模校ならではのよさを生かした学習機会の提供、小規模校の教育活動の活性化という点から特認校制度は有効であり、今後も引き続き取り組んでいきます。	学校教育課
各学校の特色を生かした教育活動の推進	奄美の自然・文化・伝統等につれ、郷土（地域）を知る視点から「特色ある教育活動」は有効であり、今後も活動を推進します。	学校教育課
環境教育の推進	奄美の豊かな自然環境を守るために、自然の有効活用や保護及び資源の再利用（リサイクル）などについての理解を深め、世界自然遺産登録に向けた環境教育の推進に努めます。	学校教育課
SOSの出し方教育の推進	「困ったり、悩んだりしたときに、1人で抱え込まず誰かに相談してもいい」ということを、市内の小・中学校において伝えていきます。	学校教育課 健康増進課

## 基本目標2 地域における子育て支援の充実

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会をつくり、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

### (1) 地域における子育てサービス

#### 【これまでの取組と今後の課題】

教育・保育施設で行われている教育・保育はもちろんのこと、就労形態や子どもの状況に応じた多様な子育て支援（放課後児童クラブ、病児・病後児保育、延長保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター等）が求められています。

放課後児童クラブについては、保護者のニーズに対応するため、名瀬地区において1カ所、笠利地区において2ヶ所新設し、既存の放課後児童クラブにおいても定員の拡大を図るなど放課後児童クラブの整備に取り組みました。

今後も引き続き保護者のニーズに対応するため、放課後児童クラブの整備に取り組む必要があります。

病児・病後児保育については、名瀬地区において1カ所実施していますが、笠利地区及び住用地区の保護者のニーズに対応する必要があります。

一時預かりについては、保護者のニーズに対応するため、公立幼稚園において預かり保育事業を新規に実施するとともに、一時預かりの事業所を3カ所新設しました。

今後も引き続き保護者の多様なニーズに対応するため、一時預かりの充実に取り組む必要があります。

ファミリー・サポート・センターについては、1カ所新設しましたが、笠利地区及び住用地区における会員の確保に取り組む必要があります。

## 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の小学校児童に、遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る事業です。保護者のニーズに対応するよう、放課後児童クラブの整備に努めます。また、放課後児童クラブの支援員等の処遇改善に取り組んでいきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
病児・病後児保育	児童が病気により、集団保育の困難な期間、病院または保育所において一時的に預かる事業です。保護者のニーズも多いため、事業実施体制の確保に努めます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
一時預かり事業 (一般型・幼稚園型)	一時預かり(一般型)は、保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどをする場合に、保育所・認定こども園などで一時的に子どもを保育する事業です。 保護者のニーズに対応するため、一時預かり事業の充実に取り組んでいきます。 一時預かり事業(幼稚園型)は、幼稚園が、幼児教育に関する通常の教育課程に係る時間帯以外に幼稚園で保育を行う事業で、保護者のニーズに対応するため、一時預かり事業の充実に取り組んでいきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課
地域子育て支援拠点事業	地域で子育てを支援する基盤の核として、子育て相談等の地域支援を行う事業です。今後も現状のサービスを継続するとともに、より住民のニーズに応えられるよう、新たな取組の検討を進め、より親子が集いやすい事業を行ないます。	福祉政策課
延長保育サービスの充実	保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。 保護者のニーズに対応するため、延長保育事業に引き続き取り組んでいきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
利用者支援事業	妊娠期から、子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して子どもや保護者の身近な場所で、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じ相談などを行う事業です。	福祉政策課 いきいき健康課
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。会員の確保等、ファミリー・サポート・センター事業の充実に取り組んでいきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
子育て短期支援事業 (ショート・ステイ)	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において、必要な養育・保護を行う事業です。	福祉政策課
子育てにやさしいまちづくり	出産祝い金や子育て支援パスポート事業など、地域ぐるみで子どもの誕生、成長を喜び、子育てを見守る機運を高めることで、子どもや子育て家族が安心して笑顔で子育てができるまちづくりを推進します。 子育て世帯の負担感軽減を目的とした、交流の場づくりに取り組みます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課

## (2) 家庭や地域の教育・保育力の向上

### 【これまでの取組と今後の課題】

子育てが家庭が地域で安心して子育てができるよう、地域の様々な資源を活用して、奄美市全体で子育てを支援していく仕組みづくりを図ります。

### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
「ふるさと教師」の積極的な活用	各学校で作成している人材バンクを参考にして、地域の人材を、授業や学校行事・スポーツ少年団・部活動等で積極的に活用し、より専門的な知識や技能を生かし、児童生徒の興味関心を高め、学校の活性化を図ります。	生涯学習課 地域教育課
ふるさと体験留学の実施	市街地の大規模校から郊外の小規模校へ児童を一定期間留学させ、児童の交流を通して「奄美の豊かな自然やふるさとの心、伝統文化」にふれると同時に、ふるさと奄美のよさを実感させ、小規模校の活性化を図っていきます。	学校教育課
指導者養成講座の充実	スポーツ・レクリエーション活動の一層の普及を図るため、スポーツ指導者及び指導者養成のための講座等を充実させる事業です。 指導者を統括し、各学校との架け橋になるコーディネーターを配置して、子どもたちの健全育成の基盤となる学校を支える体制づくりについて検討します。	スポーツ推進課 生涯学習課 地域教育課
家庭における読書活動の推進	「奄美市読書活動推進計画」をもとに各関係機関との連携により推進を図っていきます。また、あまみ子ども読書・新聞応援プロジェクトの推進を図ります。	生涯学習課 地域教育課
子育てサークル等への活動の支援	公民館や児童館、児童センター等において、絵本の読み聞かせ会など子育てサークルが活動する場所の提供を行っており、今後も継続して活動の支援を行っていきます。また各種サークル等の情報発信の方法を検討します。	福祉政策課
地域活動事業の充実	各保育所において地域の高齢者や中・高校生などを含めた地域住民との世代間交流を促進する取組を行っており、今後も継続して取り組みます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
子どもの個性に合った子育ての実施	子どもの個性にあった子育てを実施するための保護者支援（ペアレント・プログラム※）を実施し、子育て負担の軽減を図ります。 また、必要な方に確実に支援が届くよう、保育所や幼稚園など各施設で、ペアレント・プログラムを活用した保護者支援が実施できる体制づくりなど支援のあり方を検討します。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 健康増進課

※ ペアレント・プログラム：保護者が子育てを困難に感じたり、子どもの発達が気になった段階での、最初のステップとして開発された子育てを学ぶプログラム

### (3) 子育て支援の情報提供・地域との連携

#### 【これまでの取組と今後の課題】

官民連携による子育て応援情報発信を目的として、平成 29 年度に「奄美市のまーじん子育て応援団 Web サイト」を開設しました。

子育て世帯の多様化するニーズに応えるために、必要とする世帯に、確実に、情報を届けることが必要です。効果的な情報提供の方法について検討を重ね、改善していきます。

母子保健推進員に加えて、平成 27 年度から、はぐくみ育ち見守り隊による妊産婦や乳幼児をもつ保護者に声かけや訪問を行い、妊娠期からの地域での見守り体制の充実に努めています。人数が不足しており、担当のいない地区もあります。

核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに関する相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースもあることから、今後も地域での見守り体制の充実に努め、気軽に相談できる環境を整えることが必要です。

#### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
家庭教育に関する学習機会の充実	家庭教育に関する 4 つの運動「早寝・早起き・朝ごはん運動」「家庭学習 60・90 運動」「ともに親しむ読書運動」「島唄・島口・美ら島運動」の推進を図ります。小学校・中学校及び幼稚園の P T A 保護者会に対して家庭教育学級開催を推進しています。	生涯学習課 地域教育課
母子保健推進員、はぐくみ育ち見守り隊活動	地域の中で、妊産婦や乳幼児をもつ保護者の身近な相談相手として、声かけや赤ちゃん訪問を行い、母親と行政の橋渡しをしています。人数が不足しており、担当のいない地区もあります。また、地域のつながりが薄い市街地においては、活動が広がりにくいので、取組の仕方についても工夫していきます。	健康増進課
民生委員・児童委員活動	地域の中で、身近な相談相手として、母親等と行政の橋渡しをしています。 幼児期から思春期まで成長を見守りながら、身近な相談相手として活動を継続していきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 健康増進課
官民連携による子育て応援情報発信	「奄美市のまーじん子育て応援団 web サイト」を中心とした官民連携による子育て応援情報を発信していきます。 必要とする世帯に、確実に、情報を届けるために、子育てガイドブック、SNS 等を活用した子育て当事者による口コミ情報、情報の一元化など、効果的な情報提供の方法について、検討を重ね、改善していきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課



### 基本目標3 子どもの健やかな成長に向けた支援

子どもを安心して生み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた切れ目のない支援を行うため、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級、予防接種等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが重要です。

また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めます。

#### (1) 子どもと母親の健康の確保

##### 【これまでの取組と今後の課題】

本市では、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援につなげています。母子健康手帳発行時に妊婦健康診査の受診勧奨を行い、乳幼児健診や各種教室では子どもの成長発達、健やかな心身の発育発達の育むために相談を受けたり必要な支援につなげています。今後も健やかな妊娠・出産・子育てを推進し、支援するために健診・相談・教室などの事業を行います。

##### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
子育て世代包括支援センターの設置	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供しています。妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、問題が顕在化・重篤化する前の予防的視点を持ち、関係機関との連携を強化することで児童虐待の予防・早期発見に努めていきます。	健康増進課
妊婦健康診査	母子健康手帳の交付を行い、安全安心なお産に臨むため、保健指導を行っています。また、妊婦健康診査の普及・徹底を図るため、早期の妊娠届出を促進し、異常の早期発見や早期対応・疾病の予防ができるよう制度の周知を行っています。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
産前・産後サポート事業	安心して妊娠期を過ごし育児に臨めるように、マタニティカフェや初めてのママクラス、じいじばあばおじおばのための子育て応援講座を実施しています。妊娠・出産・子育てに関する情報の提供や相談支援を行いながら、妊産婦同士の交流の場を設け、孤立感の解消へつなげられるよう支援していきます。	健康増進課
産後ケア事業	出産後早期から育児支援を必要とする母子について、心身のケアや育児支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援として産後ケア事業（訪問型・宿泊型）を行っています。産後の不安を軽減することで、安心して子育てができるよう支援していきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
新生児訪問事業	助産師・保健師が新生児のいる家庭を訪問します。児の成長発達の確認、母親の心身のケア、育児相談などを通して安心して子育てができるよう支援していきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課

主な取組	取組の内容	担当課
新生児聴覚検査	聴覚障害の早期発見・早期療育を目的として、新生児聴覚検査を行います。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
産婦健康診査	出産後の産婦に対する健康検査を行い、不安を持つ母親に対する支援を強化すると共に産後うつ予防や新生児の虐待予防に繋げて行きます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
乳児家庭全戸訪問事業	母子保健推進員・保健師等が生後2～4か月の家庭を訪問し、乳幼児健診や子育て情報の紹介を行うとともに子育て状況の聞き取りや養育状況の確認を行い、虐待を未然に防ぐ取組を行っていきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
養育支援訪問事業	妊産婦期からのかかわりの中で養育支援が必要と把握した家庭に保健師、助産師の専門的支援を行い、育児・家事支援が必要な家庭に対して、家庭訪問型支援員または訪問介護事業所が居宅を訪問し、適切な養育を確保し、虐待を未然に防ぐ取組を行っています。	健康増進課 福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
乳幼児健診	乳幼児を対象に、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施しています。 受診率の向上に努めるとともに、未受診児や要フォロー児の対応について関係機関と連携を取りながら強化に努めていきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
母子健康相談	保健センターにおいて、育児相談や子育ての正しい情報（子どもの生活習慣や触れ合うことの大切さ、メディアとの付き合い方について等）を提供します。 今後も、気軽に相談できるよう配慮しながら、多様化する不安に対応し、保護者が子育てを楽しめるよう、関係機関と協力しながら支援していきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
ブックスタート事業の実施	全ての赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、その絵本を介して暖かなぬくもりの中でやさしく語りかけることの大切さを知るきっかけづくりと、心やすらぐ楽しい子育ての時間を持ってもらうことにより、子育てを支援することを目的に実施します。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
子育てフォロー教室	健診や相談において発達に支援が必要な幼児と保護者を対象に遊びの教室を開催しています。フォローが必要なことを保護者が受け入れられず、なかなか参加に結び付かないケースもあることから、子育ての困難さについて保護者と一緒に考え、参加しやすく、継続して参加できる教室づくりに努めていきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
子育て講演会	子育てに関することをテーマに、講師を依頼し、講演会を開催しており、今後も子育てに関する講演会を実施し充実させていきます。	健康増進課
やちやぼう発達相談	市内認可保育所・市立幼稚園を訪問して、保護者からの発育発達について相談を受けています。 子どもとのかかわり等についても保護者・保育士と一緒に考え、より良い支援につなげていきます。	健康増進課
子どもの個性に合った子育ての実施 【再掲】	子どもの個性にあった子育てを実施するための保護者支援（ペアレント・プログラム）を実施し、子育て負担の軽減を図ります。 また、必要な方に確実に支援が届くよう、保育所や幼稚園など各施設で、ペアレント・プログラムを活用した保護者支援が実施できる体制づくりなど支援のあり方を検討します。	健康増進課 福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課

## (2) 食育の推進

### 【これまでの取組と今後の課題】

幼児期や児童期は「食」に興味・関心の高い、食育において重要な時期です。その時期の子どもたちや保護者を対象に、離乳食教室や子どもクッキング、母子相談における栄養相談、出前講座等を行いました。しかし、栄養バランスの偏りや3歳児・小学生における朝食欠食率の増加など食に関する課題は多くあります。子どもたちが健全な食生活を実践できるように、今後も、各ライフステージに合わせた栄養相談・栄養教育を行い、正しい知識を普及し「食」の大切さを伝えます。また、食育は幅広い分野に関わるため、家庭・関係機関が連携・協力をしながら食育の推進に取り組んでいく必要があります。

小・中学校におきましては、給食センター所属の栄養教諭が全小・中学校を訪問し、食に関する指導を行っています。朝食欠食などの課題もありますが、少しずつ改善されつつあります。

### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
食に関する指導の推進	毎日の給食が「生きた教材」になるよう、栄養バランスのとれた食事や旬の食材を取り入れた献立作成に努めます。また、食に関する指導の年間計画を作成し、各学校で計画的に授業を行います。	学校教育課
栄養相談・栄養教育	発達段階に応じた離乳食を進めていけることを目的とした離乳食教室や、食に興味を持ち自分で簡単な料理を作ることができることを目的とした子どもクッキング等を実施しています。また、出前講座等を通して、保護者に対し、子どもの食の大切さを伝えています。今後も、各ライフステージに合わせた栄養相談・栄養教育を行い、正しい知識の普及と「食」の大切さを伝えていきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
教育・保育施設における食育の推進	教育・保育施設において、保育教育の一環として、食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣の形成を今後も推進していきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課 学校給食センター
奄美の食材の積極的な活用	毎月19日を「まんでい奄美の日」とし、奄美の地場産物や郷土料理を積極的に献立に取り入れ、今後も関係機関との情報交換を行っていきます。	学校教育課 福祉政策課

### (3) 思春期保健対策の充実

#### 【これまでの取組と今後の課題】

小中学校や高校での各種教育(出前講座)を行いました。生活習慣病について親子で考える機会を持ったり、各学校の健康課題を把握した上で命の大切さ、自分・相手を思いやる気持ち、自分の将来設計などを伝えています。今後も思春期における心の問題や健康課題に対応するため、各機関と連携して取り組んでいきます。

小・中学校におきましては、薬剤師や警察の協力のもと薬物乱用防止教室を開催し、そのリスクなどについての授業を行っています。また、外部講師を招聘し性に関する指導を行うとともに、命の大切さについて理解・啓発を図っています。

#### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
思春期保健対策の充実	喫煙・薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題のケアなどの健康課題に対応するため、保健講話などを実施し、学校・家庭・地域の関係機関との連携した取組の充実に努めます。	学校教育課 健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
相談活動の運営と協力	教育相談室や保健室の機能を有効に活用し、心に寄り添う教育相談活動に努め、今後も事業を継続実施していきます。	学校教育課

## 基本目標4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

現在の少子化の背景には、働き方を巡る様々な課題があります。共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、女性にとって未だに就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が存在しています。

また、育児・介護休業制度はあるものの、実際に育児休業を取得する父親は少ないのが現状です。

このような状況のもと、男女がともに子育てを担い、職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を地域の実情に応じて、事業所・地域全体で推進していくことが求められています。

### （1）子育てしやすい就労環境づくり

#### 【これまでの取組と今後の課題】

本市では、これまで、家庭や職業生活等において男女が同等に扱われるように啓発・研修を行ってきました。さらに、本市の現状把握のため、市民アンケートを行ったところ、職場における問題として、働く男性が育児・介護休業を取得しやすい職場へと改善を求める声と、男性の家事・育児参加を促すため、長時間労働の是正を行い、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境をつくることが求められているところです。

#### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスについての啓発	事業所及び従業員双方に効果をもたらすワーク・ライフ・バランスについて啓発を行い、長時間労働の抑制、多様な働き方を認め合う働きやすい職場環境づくりの推進を働きかけます。	市民協働推進課 商工情報課
男性の育児休業取得の推進	男性の育児休業取得を推進するため、今後も、事業所及び従業員に対して啓発を行い、育児休業制度の普及・定着を図ります。	市民協働推進課 商工情報課
男性の家事参加促進のための啓発	従来女性の役割と捉えられがちであった家事・育児・介護等に男性が積極的に参加するよう啓発に努め、男女が共に責任を果たす家庭づくりを提唱します。	市民協働推進課
奄美市男女共同参画基本計画の啓発	「奄美市男女共同参画基本計画」に基づき、男女の不平等の是正に向けた取組を推進していきます。	市民協働推進課

## (2) 仕事と子育ての両立の推進

### 【これまでの取組と今後の課題】

本市では、共働き世帯がおよそ半数を占める中で、これまで男女ともに仕事と子育ての両立できるよう、啓発・研修を行ってきました。さらに、現状を把握するため、市民アンケートを行ったところ、女性が出産・育児で離職することなく、働き続けていくために、子どもを預けられる環境の整備と、男性の家事育児への参画意識の改革、職場における育児・介護との両立支援のための制度整備が必要との声が多くあげられています。今後は、ひとり親家庭におけるニーズ等も踏まえ、就労形態の多様化に対応できるよう、保育サービスの拡充と、職場側の理解と協力体制が求められています。

### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
働く時間の見直し	働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が設けられることの周知を図るとともに生産性が向上する取組について積極的に支援を行います。	商工情報課
育児休業取得の推進	育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行います。	市民協働推進課 商工情報課
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)【再掲】	就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の小学校児童に、遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る事業です。保護者のニーズに対応するよう、放課後児童クラブの整備に努めます。また、放課後児童クラブの支援員等の処遇改善に取り組んでいきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
病児・病後児保育 【再掲】	児童が病気により、集団保育の困難な期間、病院または保育所において一時的に預かる事業です。保護者のニーズも多いため、事業実施体制の確保に努めます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
一時預かり事業 (一般型・幼稚園型) 【再掲】	一時預かり(一般型)は、保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどをする場合に、保育所・認定こども園などで一時的に子どもを保育する事業です。 保護者のニーズに対応するため、一時預かり事業の充実に取り組んでいきます。 一時預かり事業(幼稚園型)は、幼稚園が、幼児教育に関する通常の教育課程に係る時間帯以外に幼稚園で保育を行う事業で、保護者のニーズに対応するため、一時預かり事業の充実に取り組んでいきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課
延長保育サービスの充実【再掲】	保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。 保護者のニーズに対応するため、延長保育事業に引き続き取り組んでいきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課

## 基本目標5 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実

様々な事情により支援の必要性が高い全ての子どもに対して、家族はもとより、地域や行政を含む全ての人や機関が手を差し伸べ支えることが大切です。

本市では、育ちに支援が必要な子どもとその家族に対して、児童福祉法に基づく各種サービスを行っている施設・事業所や、子育て世代包括支援センターを始めとした各種相談窓口を開設しています。

ニーズ調査（就学前児童保護者）では、子育てをする上での心配事や悩み事について「子どもの発達・発育（療育に関すること）」は31.5%になっており、今後のさらなる支援体制の充実が求められています。

また、近年大きな社会問題となっている児童虐待の未然防止・早期対応のための取組、ひとり親に対する自立に向けたサポート、障がいまたはその疑いがある子どもについては、早期相談・早期療育が可能となるように、あらゆる機会での支援につながるができるように、関係機関が連携していく必要があります。

### （1）児童虐待防止対策の強化

#### 【これまでの取組と今後の課題】

子どもへの虐待は保護者側の要因や家族関係、子どもの特性や育てにくさ等もありますが、個別ケース検討会議等により情報の共有を行い養育支援が必要な家庭に保健師、助産師等の専門的支援や、家庭訪問型支援員や訪問介護事業所等による家事・育児支援を行っています。

#### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	「要保護児童対策地域協議会」が整備され、児童虐待問題に関する各関係機関から円滑な情報提供と迅速な対応が図られるようになりました。要保護・要支援児童若しくは特定妊婦へ適切に対応するため福祉、保健、医療、教育、司法など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し早期対応を図ります。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
家庭児童相談の充実	家庭相談員、婦人相談員を配置し、家庭における問題の解決を図るため、専門機関とも連携を図り支援が途切れることのないよう対応に努めます。	福祉政策課
養育支援訪問事業【再掲】	乳児家庭全戸訪問事業等で養育支援が必要と把握した家庭に保健師、助産師の専門的支援を行い、育児・家事支援が必要な家庭に対して、家庭訪問型支援員または訪問介護事業所が居宅を訪問し、適切な養育を確保し、虐待を未然に防ぐ取組を行っています。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課

## (2) 被害に遭った子どもの保護の推進

### 【これまでの取組と今後の課題】

いじめ、虐待、犯罪等で被害を受けた子どものケアとして、個別ケース検討会議等により支援方針を検討し、スクールカウンセラー・障がい者等基幹相談支援センターぴあリンク奄美・医療機関への受診を勧める等関係機関が連携して対応しています。

### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
教育相談の充実	スクールカウンセラーや適応指導教室相談員、スクールソーシャルワーカーを中心に教育相談等の対応を行っています。今後も学校や関係機関と連携を図りながら、心に寄り添った教育相談を推進していきます。	学校教育課



### (3) ひとり親家庭等の支援の推進

#### 【これまでの取組と今後の課題】

ひとり親家庭の割合が増加している中で、子どもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。

ひとり親家庭の親の就業に向けた資格取得を支援するため、母子家庭等自立支援給付金事業を活用し、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所等と連携し、効果的に行う体制の充実に努めています。

平成31年度より、母子家庭等自立支援給付金等を拡充しました。

また、母子(父子)(寡婦)福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるよう支援しています。

ひとり親家庭への支援については、母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付事業やひとり親家庭等日常生活支援事業等、県の施策を活用することや県との連携でより一層の支援の充実に努めることが必要です。

#### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
生活援助対策事業の推進	ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当や医療費助成等の支援を実施します。また、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等により、ひとり親の自立の促進を図ります。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
母子生活支援施設入所	保護の必要が認められる(自立が困難等)母子家庭または母子家庭に準じる家庭に対して入所の支援を行っています。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
相談体制の充実や情報提供	ひとり親家庭に対する相談体制の充実や、施策・取組についての情報提供を行います。 家庭児童相談室に2名の相談員を配置しており、今後も相談体制の充実や、施策・取組についての情報提供を強化していきます。	福祉政策課
保育所への優先入所等	ひとり親世帯等の家庭環境を考慮し優先的な入所を実施しています。	福祉政策課 いきいき健康課

#### (4) 障がい児施策の充実

##### 【これまでの取組と今後の課題】

障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、障がいのない子どもと共に成長できるよう配慮するとともに、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育、教育に努めます。

本市では、奄美地区地域自立支援協議会内に子ども部会を設置し、教育・保育・福祉の連携・協議の機会を増やすことで、切れ目のない支援体制の構築を図りました。

切れ目のない支援体制の具体策としてリレーファイルの活用がありますが、円滑な利用の仕方が今後の課題となります。

##### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
奄美地区地域自立支援協議会子ども部会	奄美地区地域自立支援協議会を中心に、障がいのある子どもができるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、関係機関との情報の共有化や相談支援事業所との連携を図りながら、障害受容、療育を経て就学・就労に至るまでの一貫した療育システムの構築を目指します。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児の受入	子どもの状況に応じた保育・教育を実施する観点から、保護者との相互理解や専門機関からの助言等を得ながら、支援のための計画を個別に作成し、ライフステージごとの情報の共有を図り、長期的な視点からフォロー体制を強化していきます。「放課後等デイサービス」の利用拡充を図ります。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
相談支援体制の充実	一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、大島児童相談所、チャレンジサポート奄美等の相談機関に繋ぐなど適切な保育・教育的支援が実現するように、ワンストップ窓口の整備を検討します。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課
学校施設の整備等	障がいの内容に応じ、手すりやシャワー、スロープの設置や、聴覚障がい児へのFM補聴器等備品の整備を行い、充実した教育環境の整備に努めます。	教委総務課 学校教育課 地域教育課
障がい児保育	幼稚園・保育所においては、児童発達支援センター（のぞみ園）、大島養護学校及び小学校等と連携をとりながら、子どもの心身の発達が促進されるよう取り組んでいます。 また、平成22年度から集団保育が可能な障がい児（軽度を含む）を受け入れている私立保育所に対して、保育士を加配するための障害児保育事業を実施し、障がい児の受入促進と処遇の向上を図っており、今後も受け入れ態勢の充実を図ります。	福祉政策課 いきいき健康課 学校教育課

主な取組	取組の内容	担当課
乳幼児健診【再掲】	<p>乳幼児を対象に、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施しています。</p> <p>受診率の向上に努めるとともに、未受診児や要フォロー児の対応について関係機関と連携を取りながら強化に努めていきます。</p>	<p>健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課</p>
子育てフォロー教室【再掲】	<p>健診や相談において発達に支援が必要な幼児と保護者を対象に遊びの教室を開催しています。フォローが必要なことを保護者が受け入れられず、なかなか参加に結び付かないケースもあることから、子育ての困難さについて保護者と一緒に考え、参加しやすく、継続して参加できる教室づくりに努めていきます。</p>	<p>健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課</p>
児童発達支援センターとの連携による早期療育の実施	<p>早期発見、早期発達支援が重要とされる発達障害について、児童発達支援センター（のぞみ園）と妊婦健診や乳幼児健診等の情報を共有・連携し、早期療育の実施に努めます。</p>	<p>福祉政策課 いきいき健康課 学校教育課</p>
発達障害支援対策に向けたスタッフの資質向上	<p>自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障害を含む障がい児については、障がいの特性に応じて、その子どもの可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために必要な力を養うため、専門家等の協力も得ながら、幼稚園教諭・保育士等の資質向上に向けた講習会等の支援を行います。</p>	<p>福祉政策課 いきいき健康課 学校教育課</p>
特別支援教育の充実及び関係機関との連携	<p>各学校における特別支援教育の充実を図り、障がいがある子どもたちへの手厚い支援に努めます。また、移行支援シート等の活用により、各学校種間及び関係機関との縦横連携を深めます。</p>	<p>福祉政策課 学校教育課</p>
集団教育・保育が困難な子どもに対する支援	<p>幼稚園や保育所での集団教育・保育等による対応が困難な児童のケースについては児童発達支援センターでの療育や訪問看護等を行い、連携を取りながら支援していきます。</p>	<p>健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課</p>

## (5) 子育て家庭の経済的負担軽減

### 【これまでの取組と今後の課題】

本市において、子ども医療の対象とする児童を平成 28 年度に小学校卒業、平成 30 年度から中学校卒業まで拡充し、また平成 30 年 10 月から非課税世帯の未就学児童を対象に医療費の現物給付を実施しました。

また、令和元年 10 月から、幼児教育・保育料の無償化を実施しております。

今後も子ども一人ひとりが、家庭の経済的な状況にかかわらず、将来の自立に向けていきいきと学び、のびのびと成長していくための環境を整えます。

### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
保育料の軽減	幼児教育・保育無償化の実施により 3 歳以上児の保育料の無償化が実現しましたが、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、3 歳未満児の保育料の軽減に取り組んでいきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課
児童手当	家庭における生活の安定と、児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、児童を養育している保護者に児童手当を支給します。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
子ども医療費助成 ひとり親家庭医療費助成	子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持・増進及び子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、子どもの保険診療による一部を助成します。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
子育てにやさしいまちづくり【再掲】	出産祝い金や子育て支援パスポート事業など、地域ぐるみで子どもの誕生、成長を喜び、子育てを見守る機運を高めることで、子育てにやさしいまちづくりを進めていきます。 子育てに対する負担感軽減を目的として、子育ての当事者同士または、世代を超えた交流を促す取組を継続して行います。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課

## 基本目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組を進めます。

### (1) 良質な居住環境の確保

#### 【これまでの取組と今後の課題】

本市では、これまで「奄美市公園施設長寿命化計画」に基づき市内にある46ヶ所の都市公園の遊具の入れ替え及び敷地整備等の改善を図ってきました。

また、地域のニーズに対応した世帯向け住宅を新規に整備し、子育て世帯の支援を図っております。

今後も、親子がともに楽しく安心して使いやすい公園施設を目指し、安全性や利便性の向上に努めると共に、子育て世代を含め、多様なニーズに対応した誰もが安心して暮らせる居住環境整備を進めていきます。

#### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
居住環境の確保	今後も、地域の実情を踏まえ子育て支援に配慮した公営住宅の整備を行うとともに、奄美市総合計画に基づき、居住建物を含めた総合的なまちづくりに取り組めます。	建築住宅課等
公園の環境整備	子どもの安全な遊び場を確保するために、適正な維持管理を行うとともに、計画的な施設の更新を図っています。	都市整備課等
子育て・保健・福祉複合施設整備・運営	中心市街地に「子育て支援」「生涯を通じた健康づくり・生きがいづくり」「多世代交流」を通して、少子高齢化を取り巻く課題解決を行う拠点となる子育て・保健・福祉複合施設を整備します。	福祉政策課 健康増進課 高齢者福祉課

## (2) 安全・安心のまちづくりの推進

### 【これまでの取組と今後の課題】

子どもが犠牲になる交通事故が全国的に発生している現状を踏まえ、子どもが交通事故の被害に遭わないように、保育所・幼稚園・小中学校や地域での啓発活動は引き続き重要となってきます。

また、通学路の安全対策についても、関係機関で連携した合同点検を定期的実施し、安全環境の整備や、地域ぐるみで子どもたちを見守るための対策が継続的に必要となります。

### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
生活道路での安全確保	通学路や生活道路での安全確保のため、警察署と連携し、交通安全施設の整備や車両の進入抑制・速度抑制を図ります。	土木課
交通事故防止対策	道路管理者が設置する道路照明灯のほか、街灯設置及び維持補助金交付要綱により、防犯灯、街灯等を設置して、夜間における犯罪の防止、通行の安全を図ります。また、見通しの悪い交差点にカーブミラーを設置し、交通事故防止を図ります。	土木課 市民協働推進課
公共施設等のバリアフリー化の促進	公共施設等において、スロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化や危険防止のための手すりの設置、子育て世帯が安心して利用できるトイレ等の整備を要望していきます。	福祉政策課
交通安全教室	子どもたちを交通事故から守るため、小学1年生全員を対象に各学校を巡回し、交通安全教室を実施するとともに、幼稚園・保育所・小学校・中学校等の要望に応じて交通安全教室を実施します。	市民協働推進課
通学路安全点検	継続的な通学路の安全を確保するために、関係機関で通学路合同点検を実施し、安全環境の整備や具体的な対策を行います。	学校教育課 土木課 市民協働推進課

### (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

#### 【これまでの取組と今後の課題】

子どもが被害者になった刑法犯の認知件数は、近年上昇傾向にあり、また、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）を介した犯罪が増加する等、社会の変化に伴い犯罪も多様化しています。

子どもたちを犯罪の被害から守るために、警察等の関係機関と連携しながら、家庭・学校・地域での見守り活動や啓発活動を更に強化する取組が必要です。

#### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
防犯体制の充実	安全で安心なまちづくりのため、警察署をはじめとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進します	市民協働推進課 学校教育課 生涯学習課
防犯に関する普及啓発活動の実施	安全・安心なまちづくりのため、住民との協働により防犯に関する普及啓発活動を行います。	市民協働推進課
保護者・地域との連携による防犯活動の推進	保護者や地域の住民・学校・警察等が連携し「学校付近のパトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。奄美市青少年育成市民会議を開催するとともに、「愛の声かけ運動」「交通マナーアップキャンペーン」を実施し、関係機関との連携を図ります。	市民協働推進課 生涯学習課

#### (4) 子どもを取巻く有害環境対策の推進

##### 【これまでの取組と今後の課題】

パソコンや携帯電話の急速な普及により、インターネットの掲示板やSNSの利用によるいじめやトラブルなど、大人から見えにくい形での新たな有害環境課題が発生しています。

また、子どもたちの身近な場所において、性や暴力等に関する情報が容易に入手できる環境にあり、子どもに対する悪影響が懸念されています。

インターネット上の有害情報やいじめから子どもたちを守るため、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングソフト・サービスなどの普及に努めるとともに、地域や学校、家庭における情報モラル教育の推進に取り組み、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

##### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
青少年育成推進活動の充実	各学校・地域単位で青少年健全育成推進員を配置し、関係機関との連携を図りながら、非行型不登校少年への対応を行います。	生涯学習課 学校教育課
少年愛護センター業務の充実	少年の健全育成に関係ある各機関及び団体との連携協調を図り、指導活動を効果的に推進して少年非行の防止に努めます。また、毎月第3金曜日を基準に各関係機関の方々が参加し実施している市街地の補導の充実に努めます。	生涯学習課 学校教育課



